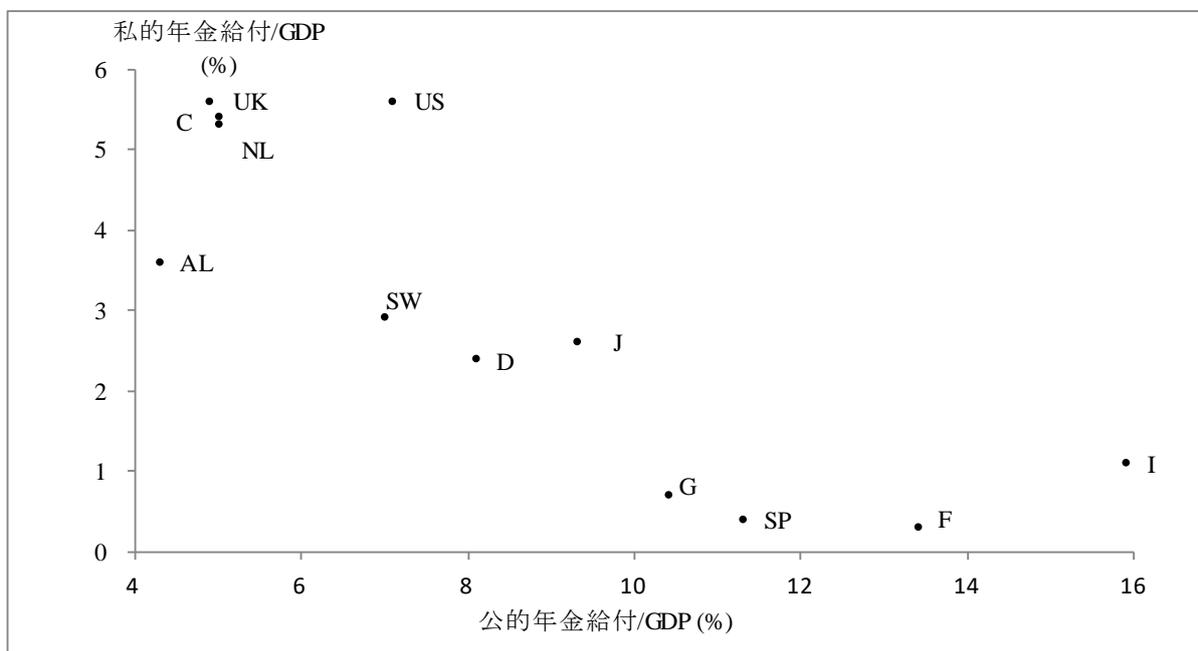


社会保険料の負担の限界や「社会保険料の壁」が議論されている。社会保険料には年金保険料・医療保険料・介護保険料・失業保険料があるが、ここでは年金保険料を取り上げたい。

図は2年毎に発行されている OECD Pensions at a Glance 2023 (注1) を基に、公的年金給付の GDP 比を横軸に、私的年金給付 (注2) の GDP 比を縦軸にとって先進12か国をプロットしたものである。イタリア・フランス・スペイン・ドイツは公的年金が中心で、私的年金の比重は小さい。反対に、アメリカ・イギリス・カナダ・オランダは私的年金が大きな役割を果たしている。日本・デンマーク・スウェーデンはその中間に位置している。この図から、老後の所得保障を考える上で公的年金のみをみるだけでは著しく不十分であることが分かる。



注：AL=オーストラリア, C=カナダ, D=デンマーク, F=フランス, G=ドイツ, I=イタリア, J=日本,

NL=オランダ, SP=スペイン, SW=スウェーデン, UK=イギリス, US=アメリカ。

出所：OECD (2023)

図 12か国における公的年金給付(横軸)と私的年金給付(縦軸)の散布図(いずれも対GDP比)：2019年

この図から各国の大まかな特徴は分かるが、詳しいことは分からない。表は日本を含む4か国について、公的年金制度の中で最も一般的な1つの制度を対象に保険料率や給付額を比較した。日本は共済年金を統合する前の旧厚生年金を対象とした。スウェーデンを除く3か国の制度は老齢・遺族・障害年金を給付しているが、スウェーデンの所得比例年金及びプレミアム年金は老齢年金のみである。なお、日本の保険料/給付の計算方法は注3に記した。

この表から次のようなことが分かる。

- ・アメリカの OASDI は保険料率が低いので給付が少ない。日本と同程度の給付にすると、保険料率は20%を超える。
 - ・スウェーデンとアメリカでは連邦補助・国庫負担が投入されていないが(注4)、ドイツと日本では給付額の20%以上を連邦補助・国庫負担に依存している(注5)。
- 一方、この表では低年金者への支援や制度の財政状況などは分からない。

表 4か国における一般的公的年金制度の比較

対象とする制度	(金額は兆単位の各国通貨)			
	ドイツ	日本	スウェーデン	アメリカ
対象とする制度	一般年金保険	旧厚生年金	所得比例年金&プレミアム年金	OASDI(老齢・遺族・障害保険)
保険料率(%), 2023				
被用者	9.3	9.15	7.00	6.2
事業主	9.3	9.15	10.21	6.2
合計	18.6	18.30	17.21	12.4
連邦補助・国庫負担	総収入の25.9%(2022)	基礎年金の1/2	なし	なし
給付額 2022	0.323	44.1	0.365	1.232
GDP 2022	3.954	566.5	5.462	26.007
給付/GDP(%)	8.2	7.8	6.7	4.7
保険料/給付(%)	74	79	100	100

注：スウェーデンの給付額・GDPは2021年の値である。

出所：厚生労働省(2024)及び府川(2024)を基に筆者作成。

厚生年金の保険料率はドイツと同程度であり、保険料率を引き上げる余地はあまりないかも知れない(注6)。ドイツの保険料率の水準については、2004年3月に成立した「公的年金保険持続法」により、2020年までは20%を、2030年までは22%を上回らないようにするとされ、2018年11月に成立した「公的年金保険給付改善及び安定化法」により、保険料率は2025年まで20%を超えないことが規定された(厚生労働省、2024)。

年金制度は国によって多様であり、日本の文脈で比較することは必ずしも容易ではない。日本は公的年金給付がGDPの9%台、私的年金給付がGDPの2%台で、今後は公的年金を現在の水準で維持し、私的年金を拡充する必要性が認識されている。これは、ヨーロッパ大陸諸国型にもアングロサクソン型にも組まないということであろう。給付の規模だけでなく、給付の構造(どのような所得再分配をするか、就労インセンティブの付加、低年金者への支援、被扶養配偶者への給付、など)にも重要な論点が存在している。基礎年金給付による所得再分配は国民には分かりにくい。包括的な給付は見栄えは良いが、老齢年金を保険料だけで賄う方式の方が分かりやすい。人々の所得源の中で稼働所得のシェアが低下すると稼働所得に賦課する保険料も先細りになる。厚生年金の保険料率に引き上げ余地があまりないとすれば、「40年拠出 & 25年受給」モデルを「45年拠出 & 20年受給」モデルに変えない限り、日本の針路に明るい展望は見いだせない。

(注1) OECD Pensions at a Glance は奇数年の12月に発行されている。

(注2) 私的年金は企業年金・職域年金と個人年金の総称である。

(注3) 基礎年金部分 18.8兆円、報酬比例部分 25.3兆円から $(25.3+18.8/2)*100/(25.3+18.8)=79\%$ と計算した。

(注4) スウェーデンの保証年金は全額国庫負担で賄われている。遺族年金・障害年金にも国費が投入されている。

(注5) ドイツの連邦補助については、1992年の年金改革により保険料引上げ率等に応じて自動的に改定される(厚生労働省、2024)。

(注6) 保険料賦課上限所得も関係してくる。

文献

厚生労働省(2024) 2023年 海外情勢報告。

府川哲夫(2024) スウェーデンと日本の年金制度の違い、IFW DP シリーズ 2024-5。

OECD(2023) Pensions at a Glance 2023。